

投資信託セットプラン定期預金「とみしん 資産形成おうえん定期 NISA」

2024年7月1日現在

商品名	投資信託セットプラン定期預金「とみしん 資産形成おうえん定期 NISA」 スーパー定期
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 個人の方(個人事業主の方を含みます。) 本商品をNISA口座(つみたてNISAを除く)扱いの株式投資信託と合わせて100万円以上お申し込まれた方。 投資信託の同時申込みを条件とし、対象となるNISA口座扱い株式投資信託のお申し込み額以内でお預け入れいただきます。※ノーロード型投資信託は対象外とします。
販売期間	2024年7月1日(月)～2025年1月31日(金)
預入	
(1)預入方法	一括預入
(2)預入金額	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期・・・お一人様50万円以上240万円以下 ※同時にお申し込みいただいたNISA口座扱い投資信託の額(受渡金額:販売手数料、消費税を含みます。)が上限となります。
(3)預入単位	1円単位
期間	3ヶ月(満期後は自動継続(元金継続または元利金継続)となります。)
種類	証書式とし、お預け入れ金額300万円未満の場合はスーパー定期の商品基準にて取り扱います。
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。
利息	
(1)適用金利	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 スーパー定期・・・年2.20% ※但し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利となります。
(2)利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
(3)計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	定期預金のお預け入れには不要です。
付加できる特約事項	ございません。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫ホームページ内「金利一覧」または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 定期性総合口座への担保(組み入れ)の取り扱いはできません。 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 NISA口座開設には所定の本人確認資料が必要となります。 預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)